

株式会社ブリヂストンが中国メーカーとの 意匠権侵害訴訟と無効審判訴訟に勝訴

中華全国専利代理人協会 学術委員会 外観設計専門委員会 主任
北京銘碩特許法律事務所 高級顧問
訳：同特許法律事務所

趙 嘉祥
金 玉蘭

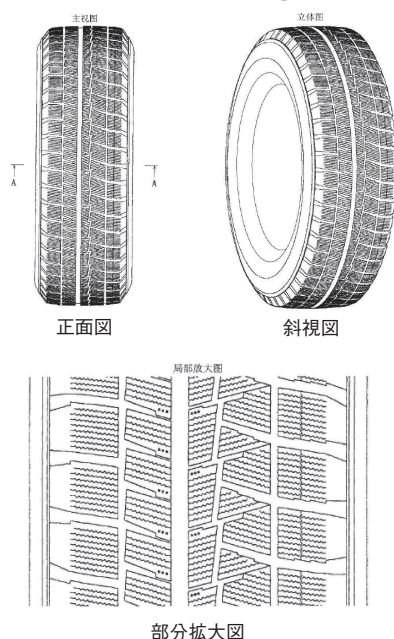
I. 案件の概要

1. 案件1：意匠権侵害訴訟

2008年6月13日、(株)ブリヂストンは中国で物品名「タイヤ」を意匠出願した。2010年3月17日に中国国家知識産権局は方式審査を経て、意匠専利権 ZL200830129912.4号[図1]を付与することを公告した。

2013年10月、(株)ブリヂストンは中国山東省威海の「三角タイヤ股份有限公司」と「吉林省信源汽車サービス有限公司」を、吉林省長春市中級人民法院に提訴した。その理由として、両被告が原告の許可なく原告が中国で所有する200830129912.4号の意匠専利製品を製造、販売、許諾販売、模造した[図2]と主張した。

●図1 (株)ブリヂストンの意匠専利権 200830129912.4号



●図2 模造製品VW778模様タイヤの証拠



(株)ブリヂストンが代理人に依頼して長春のタイヤ代理店で購入

1) 原告は人民法院に下記の判決を下すよう請求

- ①被告の三角タイヤ股份有限公司は直ちにVW78型およびTR778型の全てのタイヤの製造、販売、許諾販売を停止し、高力汽貿城子分公司は侵害を訴えられた製品の販売を停止すること。
- ②被告の三角タイヤ股份有限公司は侵害を訴えられた製品に関する全ての宣伝資料を破棄し、ホームページに載せてある侵害を訴えられた製品に関する宣伝内容を削除すること。
- ③被告の三角タイヤ公司は侵害を訴えられた製品を製造する金型を破棄すること。
- ④被告の三角タイヤ股份有限公司は侵害を訴えられた製品の在庫品を全て破棄し、さらに販売店から未販売の製品を回収して破棄すること。
- ⑤両被告は、被告の専利権侵害行為による原告の損害賠償500,000人民元および侵害調査と専利侵害行為の差し止めのために支払った合理的な費用200,000人民元を合わせて合計700,000人民元を原告に支払うこと。
- ⑥両被告は全ての訴訟費用を負担すること。